

令和7年度第1回君津市子ども・子育て会議 会議録

日時:令和7年 7 月29日(火)午後3時から

場所:君津市役所 2 階・入札室

【次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 職員紹介
- 5 議題
 - (1) 会長及び副会長の選出
 - (2) 令和6年度第2期君津市子ども・子育て支援計画の業績評価及び
令和7年度君津市こども計画の目標設定について
 - (3) こども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準について
- 6 その他
- 7 閉会

【配布資料】

- 資料1-1 令和6年度第2期君津市子ども・子育て支援計画 事業評価
資料1-2 令和7年度君津市こども計画 取組目標
資料2 こども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準について

【出席者】

○ 委員(敬称略) / 出席 12名

竹内直人(会長)、尾崎真由美(副会長)、田村淳也、篠原莉菜、宮内清実、福井美和子、
佐藤玉子、大沼幸代、大川洋子、細川尚子、中野久美子、牟田智彦

○ 事務局

健康こども部長 嶋野真奈美、健康こども部次長(兼)こども政策課長 岩本徹、
保育課長 川名雅史、こども政策課 副課長 石黒裕之、こども政策課 主任主事 坂井翔

○ 傍聴人の数 2名

1 開会

(石黒副課長)

定刻になりましたので、只今から 令和 7 年度第 1 回君津市子ども・子育て会議を開会いたします。私は、本日の進行を務めさせていただきます、こども政策課の石黒と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の出席委員は、12 名で、委員総数13名の過半数に達しておりますので、君津市子ども・子育て会議条例 第6条 第2項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。また、本日の会議につきましては、君津市審議会等の会議の公開に関する規則により、公開することとなっております。

本日の傍聴人は、2 名でございますので、これより入室することをご了解願います。傍聴人の方は、傍聴要領に従い傍聴をお願いいたします。なお、会議の会議録につきましては、後日、市のホームページで公開いたしますので、ご了承願います。

… 【配布資料】の確認 …

2 あいさつ

(石黒副課長)

それでは、開会にあたりまして、嶋野 健康こども部長からごあいさつを申し上げます。

(嶋野部長)

本日は、公私ともにご多用の中、令和 7 年度第1回君津市子ども・子育て会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろより本市の児童福祉行政の推進にあたり、温かいご理解とご協力をいただいておりますことに、心より御礼申し上げます。

さて、本市では、本年3月末に、本市のこどもに関する施策を総合的にまとめた「君津市こども計画」を策定いたしました。

この計画は、こども・若者・保護者といった当事者の皆様の声、そして、本会議における委員の皆様からの貴重なご意見をもとにまとめたものであり、令和7年度が計画初年度となります。本計画の基本理念は、「きみとつくる幸せあふれる こどもまんなかなまち」といたしました。

すべてのこども・若者が、将来にわたって幸せな状態、いわゆるウェルビーイングを感じながら生きていける持続可能な地域を、皆様とともに目指していきたいと考えております。

本日は、この「君津市こども計画」に基づく令和7年度の目標設定をはじめ、他3件の議題についてご審議をいただく予定です。詳しい内容につきましては、後ほど担当よりご説明させていただきますが、児童福祉、教育、子育てなど、それぞれのお立場から率直なご意見をいただければ幸いです。

最後になりますが、今後とも本市の子ども・子育て施策の一層の充実に向けて、委員の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

(石黒副課長)

続きまして、次第の3委員紹介に移ります。本日の会議が本年度第1回目の会議となり、新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思えます。お手元の委員名簿順にお一人ずつお名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方はご起立をお願いいたします。

… 名簿順に委員紹介 …

4 職員紹介

(石黒副課長)

続きまして、次第の4、職員紹介に移ります。本日出席しております、職員の紹介をさせていただきます。

… 名簿順に職員紹介 …

(石黒副課長)

続きまして、本日の議事に入ります前に、君津市子ども・子育て会議の趣旨及び概要につきまして、ご説明させていただきます。はじめに、会議の趣旨・目的でございますが、子育て当事者や、子育て支援当事者等の参画を得まして、子育てに関するニーズを「君津市こども計画」等に反映することをはじめ、本市における子ども・子育て支援施策を地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて審議することを目的としております。

会議の主な審議事項といたしましては、

- ・市の子ども・子育て支援に関する施策の調査、審議
- ・特定教育・保育施設の利用定員の設定
- ・特定地域型 保育事業の利用定員の設定
- ・君津市子ども・子育て支援計画等に定める各種施策の実施状況

の継続的な点検・評価・見直しでございます。会議の委員構成につきましては、君津市子ども・子育て会議条例第3条第2項の規定に基づき、「子どもの保護者」をはじめ、「子ども・子育て支援に関する事業に従事する者」、「子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者」、「事業主を代表する者」、「労働者を代表する者」となっており、15人以内の委員で組織されます。今後、皆様には、本市における子ども・子育て支援施策に対し、それぞれのお立場から、ご意見やご提案をいただきたいと思っております。以上で「君津市子ども・子育て会議」の趣旨及び概要についての説明を終わらせていただきます。

5 議題

(石黒副課長)

続きまして、議事に入らせていただきます。議事については、恐縮ですが着座にて進行させていただきます。議題1「会長及び副会長の選出」でございます。なお、会議の議長につきましては、君津市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますが、会長が選出されておられませんので、会長が選出されるまでの間、事務局の方で進行を務めさせていただきます。進行を、岩本次長にお願いします。

(岩本次長)

それでは、会長及び副会長の選出までの間、進行を務めさせていただきます。会長及び副会長の選出についてですが、はじめに選出方法につきまして、お諮りいたします。

会長及び副会長の選出につきましては、君津市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、委員の互選によることとなっております。選出方法を立候補または推薦としたいと思いますがご異議ございませんか？

…異議なしの声あり…

(岩本次長)

異議がありませんでしたので、選出方法につきましては、立候補または推薦といたします。どなたか、立候補または推薦はございませんか？

（中野委員）

事務局案はありますか？

（岩本次長）

ただいま、中野委員から事務局案はありますか？との意見がありました。ほかに、意見はございますか。

…「なし」との声あり…

（岩本次長）

それではほかに、ないようですので、事務局より推薦させていただきます。

（事務局）

会長といたしまして、前年度にも会長職を務めていただいた保育士等養成機関代表 清和大学短期大学部教授の竹内委員を推薦いたします。また、副会長には、公立保育園代表の君津市立中保育園 園長の尾崎委員を推薦いたします。

（岩本次長）

ただいま、事務局から、会長に竹内委員、副会長に尾崎委員を推薦させていただきましたが、ほかに意見はございますか。

…意見なし…

（岩本次長）

ほかに、意見もないようですので、お諮りします。本子ども・子育て会議の会長に竹内委員、副会長に尾崎委員を選出することにご異議ございませんか。

…異議なしの声あり…

（岩本次長）

異議がありませんでしたので、子ども・子育て会議の会長を竹内委員に、副会長を尾崎委員に、決定してよろしいでしょうか。

…異議なしの声あり…

（岩本次長）

では、会長、副会長が選出されましたので、竹内委員、尾崎委員よろしく願いいたします。皆様ご協力ありがとうございました。

（石黒副課長）

それでは、会長に選出されました竹内委員には、議長席へ移動をお願いします。それでは、改めてここで竹内様から、会長就任のごあいさつをお願いいたします。

（竹内会長）

清和大学短期大学部の竹内と申します。おかげさまで、子ども・子育て会議の委員として、長きにわたって会長を務めさせていただいております。本年も皆様のご意見をいただきながら、市のよりよい発展を目指してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(石黒副課長)

ありがとうございました。なお、会議の議長につきましては、君津市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、竹内会長、以降の議事進行につきまして、よろしくお願いいたします。

(竹内会長)

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事進行につきましては、委員の皆様のご協力をお願いいたします。それでは、議題に入りたいと思います。

議題2「令和6年度第2期君津市子ども・子育て支援計画の業績評価及び令和7年度君津市子ども計画の目標設定について」でございます。内容について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【資料1-1 令和6年度第2期君津市子ども・子育て支援計画事業評価、資料1-2 令和7年度君津市子ども計画 取組目標】をもとに概要説明。

▼ 令和6年度第2期君津市子ども・子育て支援計画事業評価

事務局のこども政策課・坂井と申します。私の方からは、令和6年度第2期君津市子ども・子育て支援計画の業績評価及び令和7年度君津市子ども計画の目標設定について、説明申し上げます。恐れます。着座にて説明申し上げます。

はじめに、君津市子ども・子育て支援計画について、こちらは、子ども・子育て基本法に基づく計画でありまして本年度から計画がスタートした君津市子ども計画の前身にあたるものになります。第2期計画につきましては、昨年度をもって、その計画期間を終えておりまして、続く、第3期計画につきましては、君津市子ども計画と一体的に策定をしております。その第2期の業績評価の資料につきましては、皆様のお手元に配布しております。資料1-1、A3 両面印刷の資料となります。こちら事業が多岐にわたりますので、全体の概略を説明させていただきます。

はじめに、本計画は、本市の子育て支援に関連する施策を体系的にまとめたものでございます。資料の左の欄から3番目の列。第2期計画の事業内容。こちらが本計画の策定年度であります令和2年3月に設定した内容となります。そこから1つずつ右へ。各担当部署が1年ごとに取り組み目標を設定して、実績・到達状況、事業評価、達成度の項目で評価してまいりました。

具体的な事業数につきましては、全78事業ございます。そのうち複数の担当部署に関わる事業が5事業ございまして、計画期間である過去5年のうちに、事業の見直しや廃止、他事業と統合となったものが8事業ございました。以上のことから令和6年度末時点で、75件の取り組みを業績評価の対象といたしました。

評価方法につきましては、目標達成の度合いをA～Dの4段階で評価しております。

A 評価は、100%以上で、予定通り実施できた

B 評価は、80～100%未満で、概ね予定通り実施できた

C 評価は、50～80%未満で、予定の半分程度の実施だった

D 評価は、50%未満で、予定の半分未満の実施だったとしております。

各事業担当と調整を行い、出た評価結果につきましては、75 事業中、A 評価が 45 件、B 評価が 30 件、C・D 評価は 0 件であったことから、事業の半数以上が計画通りに実施ができており、その他も概ね、予定通りに事業を進めることができております。

全体の総括といたしましては、当初の目標設定に対して、所管する各担当部署が予定通りに事業を実施することができております。

なお、今後につきまして、子育てに関する価値観の多様化、また、少子化・地域コミュニティの希薄化といった社会の構造的な変化が子どもたちの健やかな育ちへ、大きな影響を及ぼしていると考えております。こうした現状を踏まえ、本市といたしましては、引き続き、子どもや家庭を取り巻く多様なニーズに丁寧に寄り添いながら地域や家庭・行政や関係機関が連携して、強固な支援体制の構築を進めてまいります。

▼令和 7 年度君津市子ども計画 取組目標

以上の令和 6 年度までの実績評価を踏まえまして、次に、今年度・令和 7 年度より計画がスタートいたしました、君津市子ども計画について、説明申し上げます。

こちら皆様のお手元に計画の本編冊子。表紙にきみぴよんのイラストがプリントされた黒のクリップで止めたものです。こちらを配布しておりますのでご参照ください。こちらは、昨年度・令和 6 年度中に計画の当事者である「子ども・若者・子育て当事者」の声を広く聴きながら策定した計画となります。昨年度の本会議におきましても、委員の皆様から広く大変貴重な意見をいただき、策定したものでございます。

はじめに「君津市子ども計画」の位置づけにつきまして、説明いたします。本編冊子の 2 ページ目をご覧ください。まず本計画は、先ほど説明いたしました、君津市子ども・子育て支援計画の第3期計画をはじめ、記載しております、各種計画を一体的に、包含する形で策定した計画となっております。

次に 3 ページ目をご覧ください。本計画の対象につきましては、すべての子ども・若者を対象としております。その子ども・若者の定義につきましては、千葉県が作成しております都道府県版の子ども計画「千葉県子ども・若者みらいプラン」と同様の定義としております。

まず、子どもは、心身の発達の過程にある者を「子ども」と定義しております。そして、若者は、思春期の中学生から概ね 18 歳、及び青年期の 18 歳から 29 歳としており、施策によっては 30 歳から 39 歳の年代もポスト青年期として、若者の定義に含めております。

次に 4 ページ目の計画の期間について。こちらは令和 7 年度を計画初年度として令和 11 年度末までの 5 年間を計画期間としております。

また、ページ飛びまして 40 ページの第3章からは、君津市子ども計画の基本的な考え方をまとめております。本計画の基本理念は、「きみとつくる 幸せあふれる 子どもまんなかなまち」といたしました。

基本目標につきましては、次の 41 ページに掲載しております。基本目標その1は、ライフステージを通した重要事項。その2は、ライフステージ別の重要事項。その3は、子育て当事者への支援に関する重要事項の3つの目標で構成されております。そこから更に具体的な施策目標に枝分かれしておりまして、こちら全体の施策体系につきましては、44 ページをご覧ください。各所属が取り組む個別事業が紐づけられている施策体系となっております。こちらの各所属が取り組む「個別事業」。(一番右の部分)こちらの施策の展開については、計画本編の 45 ページから 69 ページに掲載しております。その取組数は合計で 81 件ございます。

令和 7 年度、今年度 1 年間の取組目標につきましては、この全 81 件を複数の部署で連携を取りながらすすめてまいりますので、各担当部署で取り決めた目標設定数は合計で 161 件となります。その目標設定につきましては、配布資料 1-2 の A3 両面印刷の資料となります。こちらも内容が多岐にわたりますので、今回は主要な事業や、新たに計画に加わった部分を中心に説明させていただきます。先ほどの本編冊子と併せて、資料をご覧ください。

はじめに君津市こども計画では、3つの取り組みをピックアップ項目としてあげております。その1が本編冊子のページで言うと 46 ページ目にあたります「こども・若者の意見聴取」その2が 59 ページの「こども・若者の居場所づくり」その3が 69 ページの「アウトリーチ型の支援」以上の3点となります。

はじめに1つ目の 46 ページ「こども・若者の意見聴取」について説明いたします。国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和5年4月に施行(しこう)いたしました。この法律では、
・全てのこどもが、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること
・国及び地方公共団体は、こども施策に対して、こどもの意見を反映することとしております。
国・県の計画においても、この「こどもの権利」に関する事項は、計画の先頭で明記されておりますので、本市においても特に重要な事項の一つであると位置づけております。

具体的な令和 7 年度の取り組みといたしましては、A3 資料 1-2 取組目標の1ページ こちらの計画 No.1 と No.2 でございます。こちらは、こども・若者本人だけではなく、行政職員をはじめ、教職員はもとより、地域住民に対しても、広く、こどもの権利意識の普及啓発を行い、市全体で「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組んいくものとしております。

また、No.2 の意見表明の環境づくりに関しましては、昨年度も開催いたしました「君津市こども・若者会議」を今週の 8 月中旬に開催いたします。

こちら市内の高校生や大学生が中心となって、君津市の未来について話し合う会議です。昨年は、市内の若者たち総勢 15 名が集まって、自分たちにとっての理想の居場所。についてワークショップを行いました。今年は、昨年の意見交換で出た理想の居場所を実際に、自分たちで作っていく活動を進めていきたいと考えております。

こちらは、ピックアップ項目のその2 こども・若者の居場所づくり に共通する取り組みにもつながってまいります。計画本編の冊子でいいますと、59 ページでございます。昨年度の会議では、3 グループに分かれて、若者の理想の居場所について、発表を行いました。各グループに共通した事項として「JR 君津駅周辺」での居場所づくりが挙げられます。

この結果を受けまして、今年度の会議のテーマは「若者の居場所づくり！君ならどこをどう使う？」といたしました。まずは、短期的な目標として、公共施設などを含めて、若者たち自らが考え、どこをどのように活用できるのかを調査し、実際にその場所を利用してみる。そして、中・長期の目標として、JR 君津駅前周辺での居場所づくりを目指して、若者たち自らの考えを尊重しながら、若者たちが主体となって、居場所づくりを進めていきたいと考えております。

また、A3 資料 1-2 6 ページにも居場所に関する項目を掲載しております。計画 No. でいいますと No.53 放課後児童クラブの環境整備、No.54 放課後こども教室や公共施設等の活用についてです。

放課後児童クラブ、いわゆる学童保育・学童クラブにつきましては、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対しまして、学校の授業終了後などに、遊びや生活の場を提供し、こどもたちの健全な育成を図るものです。

本市におきましては、令和 7 年度現在、市内 15 団体の学童クラブがあり、全て民設民営による運営となっております。こちらの学童クラブにおきましては、年々、利用者が増加傾向にありますので、各クラブの運営状況などを考慮しながら安定的なクラブ運営、そして保護者の負担軽減と健全な児童の育成が図れるよう支援を行ってまいります。

最後にピックアップ事業のその 3 アウトリーチ型の支援について、こちらは A3 資料 1-2 8 ページの計画 No.77:「赤ちゃん応援パック事業」でございます。こちら本市の独自事業として、令和 4 年度からはじまった事業でございます。応援パックということで、2つの支援メニューで構成されております。

その 1 が出生届を出された方へ、育児用品などが入ったきみびよんの段ボール箱をお届けするもの。その 2 が生後3か月から1歳までのお子さんを育てる保護者に対して、育児用品を定期的にお届けしながら、その訪問員が、子育てに関する悩みごとや困りごとを聴いたり、子育て支援の情報を提供したりするものでございます。

こちらは、子育て世代の経済的な支援だけではなく、積極的に手を差し伸べる、いわゆるアウトリーチ型支援として保護者の精神的なサポートにもつながられるよう実施しております。利用者からも好評を得ている事業となりますので。今後も利用者ニーズを把握しながら、子育て世代に寄り添ったよりよい支援につなげてまいります。

また、アウトリーチ型支援につきましては、これまでの計画には入っていなかった「こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律」こちらに基づく事項であります貧困や、いわゆる、ヤングケアラーといった、こどもたちの日常的な生活に直結する課題についても関連してくるものでもあります。

A3 資料 1-2 で言いますと 3 ページ目に児童虐待・ヤングケアラー支援に関する取り組みがございます。計画 No.で言いますと No.28 でございます。

令和 7 年度の取り組みにつきましては、本市の福祉部の主管課であります厚生課が主導して、重層的支援会議。こちらを必要に応じて開催し、各所属担当の情報共有と関係機関との連携強化を図ってまいります。また、ヤングケアラーに関しては、当事者であるこどもたちが、自覚のないままに、家族の世話等で、日常生活に影響が生じているといった事例もございます。そのような事例を受けて、こども家庭センターにおいては、ヤングケアラーに関する実態調査として、市内の小中学生を対象としたアンケート調査も予定しております。

社会環境が複雑化する中で、こども・若者・子育て当事者のニーズを把握するには、積極的に手を差し伸べるアウトリーチ型の支援が不可欠となりますので、実態調査等を含め、地域全体で連携しながら支援の充実を図ってまいります。

最後に君津市こども計画の数値目標について、ご説明いたします。計画本編 43 ページにその指標を掲載しております。こちらは、計画の当事者である「こども・若者・子育て当事者」に対して、アンケートを通じて、直接聞くことで数値化する事項。こちらを指標といたしました。

その設問は、こども・若者の自己肯定感を測るため、自分のことを好きだと思うか。また、今現在の生活状況を図るため、こどもの場合は、自身の命が守られて安心して暮らしていると思うか。若者の場合は、幸せだと感じるかどうかを指標といたしました。

最後に子育て当事者においては、本市における子育て環境や支援への満足度を数値化する形で指標としております。

なお、現状での数値は記載のとおりであり、目標数値に関しましては、実現可能性のある現実的な数値とするため、1年あたりで1%程度の上昇を目指し、計画期間が一区切りとなる2029年までの5年間で5%程度上昇させるとしております。

アンケート調査につきましては、令和7年度から11年度の5年間の計画期間の中で、中間年度となります令和9年度と計画最終年度となります令和11年度に実施して、指標の増減とその要因について、調査・分析する予定でございます。

以上、事業が多岐にわたるため、主要部分のみの説明となり、恐縮ではございますが、事務局からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(竹内会長)

事務局からの説明が終わりましたが、この議題について何か質問などございますでしょうか？

【質疑応答】※一部要約

佐藤委員：

放課後児童クラブについて、支援員不足という声を聞いている。ホームページ等でも募集していると思うが、そこから実際に支援員確保につながっているのかを伺いたい。また、学校帰りの子どもたちが公民館で過ごしている場面をよく見るが、公民館側で何か案内をしているのか伺いたい。

事務局：

放課後児童クラブの支援員募集については、各クラブから希望があれば、市ホームページや広報きみつ等を通じて、募集情報の周知を図っている。実際に支援員の確保につながっているかどうかは、各クラブへの確認が必要であるが、募集情報を見た方からの問い合わせ等、反響があった旨の連絡は受けている。公民館については、各公民館で事業等を行っているため、子どもたちを含め、広く周知に努めている。

竹内会長：

目標指標の部分で「自分のことが好きだと思っているこどもの割合」が低いと感じている。SNSなどで他者と比較する機会が増え、自己肯定感が低くなりがちな現代において、市としてどのように自己肯定感を高めていくのかを知りたい。SNSリテラシーの活用も重要だと考える。

事務局：

子ども・若者の自己肯定感の低さについて認識している。今後アンケート調査を実施する際には、設問を工夫し、数値の理由やその背景をしっかりと調査・分析したい。本市の取り組みとしては、君津市ならではの自然環境を活かした体験活動等を充実させ、子どもたちが自ら輝けるような取り組みを進めていきたいと考えている。SNSリテラシーの重要性も認識している。

竹内会長：

こどもの表記について、「子供」(漢字)、「こども」(ひらがな)、「子ども」(子のみ漢字)など、さまざまな表記が見受けられるが、統一は難しいのか。

事務局：

本市としても表記の統一を図っていききたいと考えている。計画策定時は、国・県の表記をひらがなで統一していることから、計画内は「こども」(ひらがな)に統一した(補足：法令等で表記が決まっている箇所を除く)。今後、子ども政策課だけでなく、関係部署を含めて表記の統一を進めていく。

牟田委員：

昨年度の委員会でこども計画完成後、広く市民に周知するよう要望したが、新年度に移行して以降、どのような取り組みをしてきたのかを知りたい。

事務局：

令和 6 年 3 月末に計画を策定し、A3 のまとめ版を約 1000 部印刷して、各学校に配布した。また、計画策定にあたり意見をくれたこどもたち・若者たちにも個別に冊子を渡している。今後も広報誌などを活用し、広く周知に努めていく。

牟田委員：

現在の配布先は学校関係が多いため、計画の対象世代である 39 歳までの幅広い層に届くよう、配布先の検討もしてほしい。

事務局：

今後もさまざまな機会を通じて、こども計画の周知に努める。

… 質疑応答 終了 …

(竹内会長)

ほかに質問もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、議題 2「令和6年度第2期君津市子ども・子育て支援計画の業績評価 及び令和7年度君津市こども計画の目標設定について」お諮りします。事務局案にご異議ございませんか？

… 異議なしの声あり…

(竹内会長)

異議なしと認め、議題2について終了いたします。続きまして、議題3「こども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

保育課の猪又です。私からは、議題 3「こども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準について」説明させていただきます。これは、令和 8 年度から実施する「こども誰でも通園制度」の概要や、市が制定しなければならない条例の内容について説明するものです。

はじめに制度創設の背景について、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」において、0 歳から 2 歳児までの約 6 割を占める未就園児を含む子育て家庭の多くが、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えている現状が指摘されました。こうした家庭への支援を強化するため、こども誰でも通園制度、正式名称：乳児等通園支援事業が創設されました。

国が示しているスケジュールでは、令和 6 年度から一部の自治体で試行的事業が実施されています。令和 7 年度からは法律上制度化され、地域子供子育て支援事業の一つとして実施自治体が拡充されています。令和 8 年度からは、新たな給付制度として全ての自治体で事業が開始される予定です。

対象者は、保育施設等に通っていない 0 歳 6 ヶ月から 3 歳未満までの児童です。利用時間は、月 10 時間を上限とします。利用料金は、こども 1 人あたり 1 時間 300 円が標準とされています。

資料 2 ページ目をご覧ください

条例整備についてですが、こども誰でも通園制度は、令和 6 年 6 月に成立した「子ども子育て支援法等の一部を改正する法律」において、市町村による認可事業として位置づけられました。民間事業者は、市町村による認可を受けることで事業を実施でき、さらに給付対象事業者として確認を受けることで、国が定める価格に基づく給付を受けることができます。

(1) 認可にかかる基準について

こども誰でも通園制度は、その設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされています。市町村が条例を定めるにあたっては、国の基準をもとに定めることとされており、国の基準は「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の 2 つに分類されます。

従うべき基準：市の条例の内容を拘束する基準であり、地域の実情に応じて上乗せの基準を定めることは許容されますが、異なる内容を定めることはできません。

参酌すべき基準：十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されます。

(2) 認可基準条例の内容について

君津市の条例制定においては、国の基準における「従うべき基準」と「参酌すべき基準」と異なる特別な事情はないため、国の基準と概ね同様としたいと考えています。条例に定める主な内容の中で、事業者の一般原則と職員の一般的条件には、国基準に加え、保護者とお子さんが安心して施設を利用できるよう、暴力団排除の規定を盛り込む予定です。

(3) 確認にかかる基準について

事業者が市から給付を受けるための確認基準についても、認可にかかる基準と同様に、国の基準に沿って条例を制定する必要があります。確認に関する国の基準はこれから 11 月に交付される予定であるため、今後その内容を踏まえて、市の条例に定める事項について検討を進めてまいります。

最後に今後のスケジュールについてですが、

国の確認基準が 11 月に交付され次第、再度「子ども・子育て会議」で内容を審議します。令和 7 年第 4 回定例会に、認可に関する基準条例と確認に関する基準条例の 2 つの条例案を提出する予定です。令和 8 年 3 月開催予定の「子ども・子育て会議」量の見込みと確保方策、さらに事業者の認可確認に関する内容について、ご意見を伺いたいと考えています。以上で私からの説明を終わります。ありがとうございました。

(竹内会長)

説明が終わりましたが、この議題について、何かご質問ございますか。

(竹内会長)

質問もないようですので、質疑を終了いたします。それでは、議題 3「こども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準について」お諮りします。事務局案にご異議ございませんか？

(竹内会長)

それでは、議題 3 について、異議なしということで、議題 3 について終了いたします。

議題は以上となります。委員の皆様からその他ご意見などございますでしょうか。それでは、ご質問等・ご意見等ないようですので、質疑は終了させていただきます。以上で理事が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(石黒副課長)

竹内会長ありがとうございました。
次に、その他でございますが、皆様から何かございますでしょうか？よろしいでしょうか？

6 閉会

(石黒副課長)

それでは最後に、本日の会議の会議録ですが、事務局にて案を作成し、竹内会長と、尾崎副会長に内容をご確認いただいたのち公開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、次回会議の開催については事務局で検討し、改めて皆様にご連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回君津市子ども・子育て会議を終了とさせていただきます。
本日は、慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

午後 4 時 5 分閉会

上記会議録が正確であることを証する。

令和7年 8 月 28 日

君津市子ども・子育て会議

会 長 竹内 直人

副会長 尾崎真由美